

令和 5 年 7 月九州北部豪雨災害佐賀県義援金 募集要綱（第 2 版）

社会福祉法人佐賀県共同募金会

1 趣 旨

令和 5 年 7 月 8 日から発生した豪雨災害により、県内各地で人的被害や多数の家屋の浸水被害等が発生し、3 市（佐賀市、唐津市、伊万里市）において災害救助法が適用されたことを受け、佐賀県では義援金を募集されます。

これを受け、佐賀県共同募金会（以下「本会」という。）においても、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 名 称

令和 5 年 7 月九州北部豪雨災害佐賀県義援金

3 受付期間

令和 5 年 7 月 18 日（火）から令和 5 年 9 月 19 日（火）まで

4 受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
佐賀銀行（※1）	県庁支店	普通預金 3 0 4 4 8 6 0	社会福祉法人佐賀県共同募金会
ゆうちょ銀行（※2）		0 0 9 4 0 - 7 - 2 8 4 9 4 3	佐賀県共募令和 5 年 7 月九州北部 豪雨災害佐賀県義援金

※1 佐賀銀行各本支店の窓口において専用振込用紙を使用した場合、振込手数料は無料です。
また、全国地方銀行協会加盟銀行の窓口での振込手数料は無料です。

※2 ゆうちょ銀行における窓口での振込手数料は無料です。

※3 上記以外の銀行からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 配分方法

本会で取りまとめた義援金については、佐賀県へ送金し、佐賀県が設置する義援金配分委員会を通じて、市町から被災者へ配分されます。

6 税制上の取り扱い

この義援金は所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 号上の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和 5 年 7 月九州北部豪雨災害佐賀県義援金 募集要綱」を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

7 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いしません。

8 附 則

この要綱は、令和5年7月18日から施行します。

この要綱は、令和5年7月19日から施行します。(第2版)

【お問い合わせ先】

社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀県佐賀市天神一丁目4番15号

TEL 0952-23-4996 / FAX 0952-25-2980

E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp